

各 私 立 学 校 長
 (高・特)
各 私 立 専 修 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東日本大震災で被災した平成 24 年度大学入試センター試験の志願者への特例措置に
ついて

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pn=14>

入試セ財第59号
平成23年9月16日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
国立高等専門学校機構理事長

独立行政法人大学入試センター理事長
吉本高志
(公印省略)

東日本大震災で被災した平成24年度大学入試センター試験の
志願者への特例措置について (通知)

大学入試センター試験の実施に関しましては、日ごろから種々御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

独立行政法人大学入試センターでは、平成24年度大学入試センター試験について、東日本大震災の規模に鑑みて被災者等が大学進学を断念しないよう以下の特例措置を実施することとしました。

つきましては、大変お手数をおかけしますが、本件に関し貴管下の高等学校、中等教育学校、高等専門学校及び専修学校等に別紙文書によりお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1. 特例措置の対象

平成24年度大学入試センター試験

2. 措置内容

検定料及び成績通知手数料の免除

3. 免除の対象者

- (1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者
- ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
 - ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

4. 免除の方法

検定料等の免除については、出願後の申請により返還します。

したがって、10月の出願時には必ず検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望する場合）の振込が必要となります。

なお、返還手続きの詳細については、本年12月に送付する受験票等と併せて送付します。

本件担当

独立行政法人大学入試センター総務企画部財務課

〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23

電話 03-3468-3311 (代表) →音声案内1番



各国公立高等学校長
各国公立中等教育学校長
各国公立特別支援学校長 殿
各国立高等専門学校長
各専修学校長

独立行政法人大学入試センター理事長

吉本高志

(公印省略)

東日本大震災で被災した平成24年度大学入試センター試験の
志願者への特例措置について（通知）

このたびの東日本大震災被災地域の方々、また、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

独立行政法人大学入試センターでは、平成24年度大学入試センター試験について、東日本大震災の規模に鑑みて被災者等が大学進学を断念しないよう以下の特例措置を実施することとしました。

つきましては、別紙「平成24年度大学入試センター試験志願者の皆様へ」を作成しましたので、センター試験志願者に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 特例措置の対象

平成24年度大学入試センター試験

2. 措置内容

検定料及び成績通知手数料の免除

3. 免除の対象者

(1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者

- ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

4. 免除の方法

検定料等の免除については、出願後の申請により返還します。

したがって、10月の出願時には必ず検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望する場合）の振込が必要となります。

なお、返還手続きの詳細については、本年12月に送付する受験票等と併せて送付します。

本件担当

独立行政法人大学入試センター総務企画部財務課

〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23

電話 03-3468-3311（代表）→音声案内1番

平成 24 年度大学入試センター試験志願者の皆様へ

東日本大震災で被災した平成 24 年度大学入試センター試験の志願者への特例措置について

大学入試センターにおいては、今般の東日本大震災の規模等に鑑み、被災者等が自宅の全半壊や主たる家計支持者を亡くしたこと等により大学進学を断念しないよう、次のとおり平成 24 年度センター試験の検定料等を免除することとしましたので、お知らせします。

なお、手続きの詳細については、本年 12 月にセンター試験志願者へ送付する受験票等と併せて送付します。

1. 特例措置の対象

平成 24 年度大学入試センター試験

2. 措置内容

検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望した場合）の免除

〔 検定料 3 教科以上 18,000 円、2 教科以下 12,000 円
成績通知手数料 800 円 〕

3. 免除の対象者及び必要書類

- 検定料等免除申請書に必要書類を添付

対 象 者	必 要 書 類
① 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者	
ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合	り災証明書
イ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類
② 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者	被災証明書

4. 免除の方法

検定料等の免除については、出願後の申請により返還します。

したがって、10 月の出願時には必ず検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望する場合）の振込が必要となります。

5. 日程（予定）

- (1) 返還申請の受付時期

平成 24 年 1 月

- (2) 返還時期

平成 24 年 3 月

平成 23 年 9 月 16 日

各国公立高等学校進路指導主任
各国公立中等教育学校進路指導主任
各国公立特別支援学校進路指導主任 殿
各国立高等専門学校進路指導主任
各専修学校進路指導主任

独立行政法人大学入試センター総務企画部長

香 川 徹

東日本大震災で被災した平成 24 年度大学入試センター試験の
志願者への特例措置について（通知）

このたびの東日本大震災被災地域の方々、また、被害に遭われたの方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

独立行政法人大学入試センターでは、平成 24 年度大学入試センター試験について、東日本大震災の規模に鑑みて被災者等が大学進学を断念しないよう以下の特例措置を実施することとしました。

つきましては、別紙「平成 24 年度大学入試センター試験志願者の皆様へ」を作成しましたので、センター試験志願者に周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 特例措置の対象

平成 24 年度大学入試センター試験

2. 措置内容

検定料及び成績通知手数料の免除

3. 免除の対象者

(1) 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者

- ① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者

4. 免除の方法

検定料等の免除については、出願後の申請により返還します。

したがって、10 月の出願時には必ず検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望する場合）の振込が必要となります。

なお、返還手続きの詳細については、本年 12 月に送付する受験票等と併せて送付します。

本件担当

独立行政法人大学入試センター総務企画部財務課

〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23

電話 03-3468-3311（代表）→音声案内 1 番

平成 24 年度大学入試センター試験志願者の皆様へ

東日本大震災で被災した平成 24 年度大学入試センター試験の志願者への特例措置について

大学入試センターにおいては、今般の東日本大震災の規模等に鑑み、被災者等が自宅の全半壊や主たる家計支持者を亡くしたこと等により大学進学を断念しないよう、次のとおり平成 24 年度センター試験の検定料等を免除することとしましたので、お知らせします。

なお、手続きの詳細については、本年 12 月にセンター試験志願者へ送付する受験票等と併せて送付します。

1. 特例措置の対象

平成 24 年度大学入試センター試験

2. 措置内容

検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望した場合）の免除

〔 検定料 3 教科以上 18,000 円、2 教科以下 12,000 円
成績通知手数料 800 円 〕

3. 免除の対象者及び必要書類

- 検定料等免除申請書に必要書類を添付

対 象 者	必 要 書 類
① 東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、以下のいずれかに該当する者	
ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合	り災証明書
イ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類
② 居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者	被災証明書

4. 免除の方法

検定料等の免除については、出願後の申請により返還します。

したがって、10 月の出願時には必ず検定料及び成績通知手数料（成績通知を希望する場合）の振込が必要となります。

5. 日程（予定）

- (1) 返還申請の受付時期

平成 24 年 1 月

- (2) 返還時期

平成 24 年 3 月